

スタディガイド

(学習指導書)

〈国際法総論・国際法各論〉
『講義国際法 〔第2版〕』

森田 章夫

法政大学通信教育部

スタディガイド（学習指導書）について

このスタディガイド（学習指導書）は「国際法総論」「国際法各論」を履修するにあたり、指定市販本教科書『講義国際法 〔第2版〕』（有斐閣）を本学通信教育課程で学習する際の手助けとなるよう作成されたものです。

今後、指定市販本教科書で学習を進めていくにあたって、このスタディガイド（学習指導書）を大いに活用して学習に励んでください。

法政大学通信教育部

国際法総論

はじめに

国際法は、他の国内法分野と異なり、日本人には、良く言えばエキゾチックであこがれの対象でもあるが、悪く言えば身近さが足りないため、比較的、学習の困難な科目であると言うこともできる。世界史を中心とした歴史や地理の知識、「国内法類推」に必要となる民法を中心とした私法の基本的知識、国際法と国内法の関係において生じる国内法に関する幅広い知識等々が総動員されることとなるので、勉強に際してその点を克服する強い心構えを持って臨むことが求められる。他方で、国際法は、国際社会の「背骨」をなすとも言われる程に、今日の国際社会で極めて重要な機能を果たしているため、しっかりと勉強すれば、非常に実り多い法分野でもある。

国際法総論は、主として国際法の基礎となる基礎理論部分を取り扱う。内容上、抽象的な部分も多いので、この部分の理解を助けるため、国際法各論の範囲も併せて通読することが望ましい。また、クロスレファランスについては、こまめに参照することが重要である。

学習の仕方

まず何よりも教科書の熟読が基本である。その際、引用されている条文を逐一条約集で確認することが必須である（国内法で、六法を参照しながら勉強するのと同じである）。引用されている判例は、判例集で、事案と判旨を確かめることが強く推奨される（本教科書では、多くの判例に関して、国際法判例百選の番号をリファーしており、便利であるので、十分活用されたい）。また、本教科書は、(1)各章毎に執筆者による point が置かれている上に、(2)重要な概念をゴチックで示しているので、これらに注意しながら読み進めることを勧める。その際、教科書で理解できなかった法概念については、辞典類を引いたり、詳細な教科書類で調べるが必要となる。

なお、コンパクトな教科書を最初に素早く読了して、全体像を把握したり、まとめとして最後に用いたりすることも極めて有用である（その他の教科書については、後記の参考文献参照）。

内容の重要点

上述の通り、まずは各章の point を十分に頭に入れて各章を読むことである。以下では、各章の point に加えて若干の留意点を示しておく。

第1章 総論

この部分は初学者には若干理解が難しいかもしれないが、教科書全体を通読した上でもう一度読み直すと、極めて興味深い内容である。

重要な点として、(1)国際法が「主として主権国家相互の関係を規律する法」であること、(2)国際法の歴史的展開、(3)国際法自体が今日では様々な機能を有していることに、注目されたい。なお、「国際法は法か」という問題は、法哲学的には興味深い問題であるかもしれないが、今日では議論の意義を失っている。このことは教科書を通読すれば容易に理解できよう。なお、具体的に「国際法」と主張されている規範が現実国際法として成立しているかどうかの問題は別個、重要な問題である(第2章参照)。

第2章 法源

この部分も若干、初学者には理解の難しい部分もあるが、教科書全体を通読した上で、もう一度読み直すと、理解が進むであろう。ここではまず第一に、国際司法裁判所規程(漢字に注意)第38条1項の条文を参照されたい。

1 法源の意義に関しては、第38条1項に規定されている、(a)条約、(b)国際慣習法、(c)法の一般原則、についてが、中心となる。また、それ以外に何が規定されているか、そこに規定されていないものにどのようなものがあり、どのような場合にそれらに法的意義が認められるのか等に注目する必要がある。

2 国際慣習法については、(1)国際法の法源としての意義は何か、(2)その成立要件について、一般的な見解(二要件論:(一般)慣行と法的確信)を少数説と対比しながら、なぜそのような要件が必要とされるのかを、理解することが重要である。(3)その際、「一般国際法」であるがゆえに、「国際慣習法」の要件が実際には「操作され」ており一貫していない、という教科書の主張に注意すれば、記述の理解は容易となる。

3 条約は、(1)国際法の形成において重要な意義を有している。(2)条約の概念は、条約法条約における条約と他の国際約束に分類されるので、整理

して理解しておく必要がある。より詳細な内容は、次章の条約法で扱われるので、併せて勉強されたい。

4 その他の法源に関しては、まず、法の一般原則が問題となる。(1)どのような目的で挿入され、その定義は何か、(2)これは国際法(の法源)と言えるのか、(3)具体的に、いかなる原則が法の一般原則として適用されてきたかが、重要である。次に、判例、学説、「衡平及び善」について、その法的性質を、条文の位置と規定の文言に注意しながら、読み進めると良い。

5 法源論の現代的課題として、(1)条約と国際慣習法の法源間の関係、(2)一方的行為とは何か、そして、どのような意義を持つか、(3)法的拘束力を持たない外交文書は法的にどのような意義を持つか、(4)近時問題となっている、国際法秩序の「断片化」が(これについては、紛争解決機関の増加(第16章参照)と照らし合わせて理解されたい)、重要である。

第3章 条約法

1 条約法の概念として、(1)条約法とはどのようなものか、(2)条約法に関するウィーン条約の意義は何かを、押さえる必要がある。

2 条約締結手続に関しては、(1)条約に拘束されることに対する同意はどのように表明されるか、(2)条約はなぜ議会で承認されるようになったのか、また、日本の場合には国会承認条約の範囲はどこまでかが、問題となる。

3 条約の留保に関しては、(1)留保とは何か、留保と解釈宣言の違いは何か、(2)留保の許容性を判断する基準はどのように変遷してきたか、現在ではどのように考えるべきか、(3)条約法条約上の留保の制度はどのような仕組みを有しているかが、問題となる。特に、条約法条約がその前提としていた条約とは異なる(義務の)構造を持つため、人権諸条約について特別の取扱いを必要とするかどうか、近時の重要な問題となっている。

4 条約の効力に関しては、(1)条約法条約は、第三国に関して原則としてどう取り扱っているかを理解した上で、例外として、権利を付与する条約と義務を課す条約に関して、どのように異なる制度を設定したかが問題となる。次に、(2)条約の無効原因とは何か、それらの機能はどう異なるのか(特に「相対的無効」と「絶対的無効」の区別)が、重要となる。以上を踏まえた上で、それぞれの無効原因を理解することが重要である。比較的重要なものとしては、まず、国内法違反については、どの点で国内法に違反するかという点に

注目した上で（第4章で述べられる国内法違反の国際法との相違）、憲法でしばしば議論される、憲法に違反して締結された条約の効力の議論と併せて整理し、理解すると良い。さらに、「戦争の違法化」（武力不行使原則（第17章））についても、併せて理解しておくことが望ましい）は条約の無効原因にどのような影響を与えたか、国際法上の強行規範(*jus cogens*)とは何か、という2点も、良く議論される重要な点である。

5 条約の解釈に関しては、条約法条約の解釈規則とそれ以前の学説の考え方を、整理しておく必要がある。これに関しては、国内法の解釈方法と比較しながら理解すると良いであろう。

6 条約の終了および運用停止に関しては、(1)条約の終了と運用停止の概念としての相違、(2)条約法条約に規定された条約の終了原因にはどのようなものがあるか、に注目するとよい。

なお、無効と終了の区別は、特に間違えやすいので、注意することが必要である。

第4章 国際法と国内法の関係

1 国際法と国内法の論理的関係（理論的關係と呼ばれることが多い）については、学説の対立を整理しておくといよい。

2 国際法における国内法については、(1)国際義務の不履行を正当化するために国内法を援用することができるかという問題（＝できない）と、(2)国内法に対する国際法の優位は、どのように担保されるのかという問題が、重要である。その上で、(3)国際裁判において国内法がどう扱われているかも、併せて理解して欲しい。

3 国内法における国際法に関しては、国内法における国際法の地位をめぐる議論の論点は何かが問題となる。すなわち、国際慣習法と条約それぞれについて、(1)国際法は諸国の国内法においてどのような地位を認められているか、より具体的には、国内的効力と国内的序列はどう扱われているかという問題と、(2)どのような場合に国際法は国内で「直接適用」されるかという問題（国内適用可能性）を分けた上で、整理して理解する必要がある。

4 日本における国際法の地位に関しては、日本において国際法はどのような地位を認められているかについて、(1)条約・国際慣習法に分けて、それぞれについて、(2)(i)国内的効力と国内適用可能性の問題、(ii)序列、(iii)

違憲審査が可能か、を整理して理解する必要がある。

第5章 国家・国家機関

1 「国家」の国際法上の意義（「国家」とは何か？）を、国家の成立要件から理解しておくことが重要である。

2 国家承認に関しては、(1)新国家の承認（国家承認）の国際法上の効果を、学説の対立（創設的效果説と宣言的效果説）を軸として理解しておくことが重要である。次に、(2)国家承認にはどのような態様があるかも整理しておくこと。さらに、集合的不承認は、今日国連でしばしば用いられる重要な措置であり、特に武力不行使原則や集団安全保障体制（第17章）と併せて理解しておくことが望ましい。また、(3)国家承認の国内法上の効果と国際法上の効果の相違も、重要な論点である。

3 政府承認に関しては、(1)新政府の承認（政府承認）はどのような国際法上の効果をもつのかを、国家承認と対比して理解する必要がある。この点に関しては、国家の同一性と政府の変更を、具体的な例を合わせて理解しておくことが重要である。近時の問題として、(2)政府承認の廃止政策をどのように理解すべきかについても、注意する必要がある。

4 国家の消滅に関しては、(1)国家の消滅とは何かということと、(2)国家の消滅による国際法上の効果は何か、問題となる。

5 国家承継に関しては、(1)国家承継とは何であり、国家承継の際には何が問題になるのか、(2)国家承継に関する国際法上の規範はどの程度存在するのかを、関連条約を参照しながら整理すると良い。また、(3)国家承継は実際にはどのような形で解決されてきたかも併せて理解すると、上記の理解がより一層深まるであろう。

6 国家機関に関しては、(1)国際法上の地位が問題になる国家機関とは何かを押さえた上で、(2)外交使節団の法的地位、特権免除等、(3)領事機関の法的地位、特権免除等を比較しながら、それぞれどのような特色があるかを理解するとよい。

第6章 国家管轄権

1 国家管轄権の意義と分類については、(1)国家管轄権は国際法上どういう意義をもつか、(2)国家管轄権にはどのような種類があるかを、理解するこ

とが肝要である。特に、立法管轄権と執行管轄権の相違を必ず理解しなければならない。

2 国家管轄権の適用基準に関しては、(1)国家管轄権の適用を空間的に規律する基準、(2)国家管轄権の適用を事項的に規律する基準とに分けて、それぞれの内容を理解する必要がある。特に後者に関しては、属地主義(主観的、客観的)、属人主義(能動的ないし積極的、受動的ないし消極的)、保護主義、普遍主義について、概念と意義を必ず理解しておくこと。

3 国家管轄権の競合と調整に関しては、(1)管轄権のタイプによって国際法上の競合調整基準はどのように異なるかを理解することが重要である。特に執行管轄権の調整と立法・裁判管轄権の調整では、規律する国際法の内容が大きく異なることに注意されたい。また、「私法関係」に関わる立法管轄権と「公権力の行使」に関わる立法管轄権では国際法上の規制が異なる点にも十分に注意が必要である。

4 国家免除(主権免除)に関しては、(1)国家が外国の裁判管轄権に服しないこと(国家免除)の意義と根拠は何かという問題と、(2)免除の範囲についての絶対免除主義から制限免除主義(主権的行為と業務管理的行為の区別)への移行とその理由、制限免除主義をとる場合、その適用範囲に関する考え方の対立(行為目的(基準)説、行為性質(基準)説)を理解する必要がある。その際、日本の最高裁判決、国内法にも注目しておくこと。さらに、本教科書に載せられていないが、執行管轄権からの免除問題も理解しておくことと良い。

第7章 国際組織法

1 概念と分類に関しては、(1)国際組織とは国際法上どのようなものを意味するのか、(2)国際組織にはどのような類型があるのかを、まず押さえよう。

2 歴史的展開に関しては、(1)国際社会に国際組織が誕生した社会的な背景は何かという問題と、(2)国際組織は歴史的にどのように発展してきたのか、が重要である。

3 構造に関しては、(1)国際組織の機関構成、(2)国際組織の構成員資格(メンバーシップ)、が重要である。

4 意思決定に関しては、(1)国際組織の意思決定はどのような形で行われるか、(2)国際組織の決定や決議はいかなる法的効果を持つか、が重要である。

5 機能に関しては、(1)国際組織が果たす機能にはどのようなものがあるか、(2)現代の国際社会の中で国際組織はどのような役割(機能)を演じるべきか、が重要である。

6 法主体性に関しては、(1)国際組織には国際法上及び国内法上(この区別に注意)、どのような法的権能が認められるのか、(2)国際組織が有するそのような国際法上の権能には、具体的にどのようなものがあるのか、を整理して理解することが重要である。

第8章 国家責任法

国家責任法全般に関して、国際法委員会により作成された、国家責任条文を参照しながら、勉強を進めることが必要である。

1 国家責任の概念に関しては、国際法上の責任はどのような観念かについて、(1)「違法」行為責任と「合法」行為責任の相違、(2)国内法上の責任(例えば、民法上の不法行為責任、契約の不履行に伴う責任)とどのような異同があるか、に注意しながら整理しておくことが重要である。

2 国際違法行為責任の基本構造に関しては、(1)国家責任の発生要件を国家による国際違法行為に限定することによりどのような問題が生じるかを、対立する学説に注意しながら整理すること、これに対して、(2)伝統的に議論されてきた、それ以外の国家責任の発生要件にはどのようなものがあり、その意義は何か、が重要である。

3 国家責任の発生要件の第一番目として、国際義務違反(本教科書では、「国際違法行為(客観的要件)」とする)があり、そこでは、(1)義務の分類はどのようになされるか、(2)そのような分類の意義は何か、を押さえておくことが重要である。なお、個別の違法性阻却事由についても、その内容を理解しておくことが必要である。

4 国家責任の発生要件の第二番目は、行為の国への帰属(本教科書では、「国家の行為(主体的要件)」とする)である。そこでは、(1)国際法上、国家の行為とされるものは何か、(2)「事実上の国家の行為」の要件とは何か、(3)一見すると私人によると見られるような加害行為に対して国家が責任を負うための要件は何か、をそれぞれ整理して、理解することが必要である。

5 国家責任の「解除」(本教科書では「回復および救済」)に関しては、(1)国家責任の「解除」の方法には何があるかを、国内法と比較して整理し、

理解することが重要である。(2)特に、近時、これと区別されて独自に位置づけられることもある、「違法行為の中止」や「再発防止の保証」とは何かを併せて理解しておくことも、重要である。

6 国家責任の追及に関しては、(1)外交(的)保護とは何か、(2)この外交(的)保護類型の国家責任を追及する際の特別の要件は何かを理解すること、が重要である。この分野では、国際法委員会により作成された、外交的保護条文も採択されており、これも参照しながら勉強すると良い。なお、実体法上の義務として、外国人の処遇の基準(12-9)も併せて理解しておくことが必要である。

第9章 国家領域

1 (国家)領域と領域主権に関しては、(1)(国家)領域はどのようなものから構成されるか、(2)(国家)領域に及ぶ領域主権はどのような性質の権利か、(3)(国家)領域について国家が守るべき原則にはどのようなものがあるかが、極めて重要である。

2 領域主権の創設と移転に関しては、(1)領域権原(title)論がどのような場面に適用される理論であるかを理解した上で、(2)征服は領域権原の1つとみなすことができるか、(3)併合は領域権原の1つとみなすことができるか、(4)新国家成立の場合その領域はどのようにして獲得されるかという論点も、併せて理解する必要がある。ここでは、民法上の所有権の取り扱いと比較しながらその異同を理解すると、わかりやすいであろう。さらに、征服等に関連して、前提となる武力不行使原則(第17章)や、同様に本原則の効果である、武力行使等の結果締結された条約の無効(3-12)についても、併せて理解しておくことが望ましい。

3 領域紛争の解決の仕方に関しては、(1)「領域紛争」と「国境紛争」は異なる種類の紛争か、(2)紛争の存在はどのようにして確定できるか、(3)時際法や決定期日とは何か、及びどのような場面で用いられるか、(4)領域紛争を国際裁判によって解決する際の基準は何かを、整理して理解する必要がある。なお、領域主権の主張が客観的には重複しているという意味で日本が抱える「領土問題」(北方領土、竹島、尖閣諸島)についても、正確な歴史的事実に基づいて、理解しておいて頂きたい。

参考文献

知識や理解をより深めるため、論文・書籍等を調べるには、以下の方法がある。

まずは、教科書の各項目の参考文献表を調べることである。本教科書は、各章末に代表的な参考文献を掲げている。さらに、若干古くなりつつあるものの、筒井若水編『国際法辞典』（有斐閣、1998 年）には、各項目毎に主要参考文献が記されており、有用である。また、論点を深く調べたり、本格的にレポート・論文を書こうとする場合には、後述の各種のデータベースで関連文献を検索することができる。

なお、国際法の調べ方一般に関しては、指定教科書 527-537 頁を参照されたい。

以下では、それに加えて、有意義な文献その他を記す。

1 教科書類

指定教科書（小寺彰・岩澤雄司・森田章夫編『講義国際法 [第 2 版]』（有斐閣、2010 年））以外に、以下のようなものがある。今日では、極めて多数に上るが、代表的なもののみ掲げる。

1. 1 本格的なもの

1. 1. 1 比較的新しいもの

酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濱本正太郎『国際法』（有斐閣、2011 年）

山本草二『国際法 [新版]』（有斐閣、1994 年、2006 年最終補訂）

浅田正彦編『国際法 [第 2 版]』（東信堂、2013 年）

柳原正治・森川幸一・兼原敦子編『プラクティス国際法講義 [第 2 版]』（信山社、2013 年）

杉原高嶺『国際法学講義 [第 2 版]』（有斐閣、2013 年）

杉原高嶺他『現代国際法講義 [第 5 版]』（有斐閣、2012 年）

寺沢一、山本草二、広部和也編『標準国際法 [新版]』（青林書院、1993 年）

波多野里望・小川芳彦編『現代国際法講義 [新版増補]』（有斐閣、1998 年）

藤田久一『国際法講義 I [第 2 版]』（東京大学出版会、2010 年）、
『国際法講義 II』（東京大学出版会、1994 年）

栗林忠男『現代国際法』(慶應義塾大学出版会、1999 年)

大沼保昭『国際法 [新訂版]』(東信堂、2008 年)

1. 1. 2 古典的なもの

田畑茂二郎『国際法新講 上下』(東信堂、1990、1991 年)

高野雄一『全訂新版 国際法概論 上下』(弘文堂、1985、1986 年)

有斐閣法律学全集、田畑茂二郎『国際法Ⅰ [新版]』(1973 年)、横田喜三郎『国際法Ⅱ [新版]』(1972 年)、田岡良一『国際法Ⅲ [新版]』(1973 年)

1. 1. 3 外国教科書翻訳

マランチェク、長谷川正国訳『現代国際法入門』(成文堂、1999 年)

『ブラウンリー国際法学 補正版』島田他訳、(成文堂、1992 年)

1. 2 簡潔なもの

中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法 [第3版]』(有斐閣アルマ、2016 年)

松井芳郎ほか『国際法 [第5版]』(有斐閣Sシリーズ、2007 年)

島田征夫『国際法 [全訂補正版]』(弘文堂、2011 年)

島田征夫編著『国際法学入門』(成文堂、2011 年)

杉原高嶺『基本国際法 [第2版]』(有斐閣、2014 年)

森川俊孝・佐藤文夫編著『新国際法講義』(北樹出版、2011 年)

渡部茂己・喜多義人編『国際法 [第2版]』(弘文堂、2014 年)

水上千之・臼杵知史・吉井淳編『国際法』(不磨書房、2002 年)

香西茂・太寿堂鼎・高林秀雄・山手治之『国際法概説 第4版』(有斐閣、2001 年)

1. 3 入門的なもの

植木俊哉編『ブリッジブック国際法 [第3版]』(信山社、2016 年)

横田洋三編『国際法入門 [第2版]』(有斐閣、2005 年)

松田幹夫編『みぢかな国際法入門』(不磨書房、2004 年)

松井芳郎『国際法から世界を見る [第3版]』(東信堂、2011 年)

2 論点整理・演習書

柳原正治・森川幸一・兼原敦子編『《演習》プラクティス国際法』(信山社、2013 年)

奥脇直也・小寺彰編『国際法キーワード〔第2版〕』（有斐閣、2006年）
小寺彰『パラダイム国際法』（有斐閣、2004年）
田畑茂二郎、石本泰雄編『ハンドブック国際法 第3版』（有信堂、1996年）
別冊法学教室 寺沢一・内田久司編『国際法の基本問題』（有斐閣、1986年）
植木俊哉『基本論点国際法〔改訂版〕』（法学書院、1998年）
西井正弘編『図説国際法』（有斐閣、1998年）
松田幹夫編『国際関係法「公法系」（演習ノート）』（法学書院、2012年）
坂元茂樹『ゼミナール国際法』（法学書院、1997年）
深津栄一〔ほか〕『基本マスター国際公法』（法学書院、1980年）
皆川洸・山本草二編『演習国際法』（青林書院新社、1977年）
香西茂編著『プラクティス国際法』（東信堂、1998年）
島田征夫・高井晋・佐伯富樹・古賀衛『事例で学ぶ国際法』（敬文堂、2002年）
月刊法学教室連載

3 条約集

3. 1 一般分野

3. 1. 1 毎年発行のもの

『国際条約集』有斐閣

『ベーシック条約集』東信堂

これらには、条約の当事国の最新の一覧が載せられており、便利である。
外務省国際法局編『条約集』

暦年別に当該年に日本について発効した条約を日本語と外国語で収録されており、二国間条約と多数国間条約に分冊されているが、発行が遅れることがある。なお、主要条約については、『主要条約集（平成18年版） 上巻・下巻』が便利である。

3. 1. 2 ハンディタイプ

『ハンディ条約集』東信堂

『コンサイス条約集』三省堂

『コンパクト 学習条約集』信山社

『学習国際条約・判例集』成文堂

3. 2 特殊分野の条約集（版を重ねたものは最新版を掲げる）

香西茂・安藤仁介編『国際機構条約・資料集〔第2版〕』（東信堂、2002年）

小寺彰・中川淳司編『基本経済条約集 [第2版]』(有斐閣、2014年)
小原喜雄・小室程夫・山手治之『国際経済条約・法令集 [第2版]』(東信堂、2002年)
田畑茂二郎・竹本正幸・松井芳郎・薬師寺公夫編『国際人権条約・宣言集 (第3版)』(東信堂、2005年)
国際女性法研究会編『国際女性条約・資料集』(東信堂、1993年)
松井芳郎ほか編『国際環境条約・資料集』(東信堂、2014年)
広部和也、臼杵知史編修代表『解説・国際環境条約集』(三省堂、2003年)
地球環境法研究会編集『地球環境条約集—第4版—』(中央法規、2003年)
藤田久一・浅田正彦編『軍縮条約・資料集 [第3版]』(有信堂、2009年)
外務省経済局海洋課監修『国連海洋法条約—正訳』(成山堂、1997年)
国際教育法研究会編『教育条約集』(三省堂、1987年)
足立純夫『武力紛争関係条約集 増補版』(啓正社、1980年)

3. 3 本格的な条約の検索方法

国会図書館がまとめているものが参考となる

(<http://rnavi.ndl.go.jp/politics/cat355/>)。

また、京都大学大学院法学研究科附属国際法政文献資料センター「よく引用される国際条約」(<http://ilpdc.law.kyoto-u.ac.jp/treaties.htm>)も便利である。

なお、日本が締結した、今日も有効な条約は、国内法として取り扱われるので、各種の国内法のデータベースを参照することも、便利である。

それ以外に便利なものとして、

外務省：「条約データ検索」：

<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php>

国会に提出した近年の条約：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.html>

歴史的な条約集として、

大畑篤四郎編、H. クラインシュミット・吉田脩編『近代国際関係条約資料集 第1-5編』龍溪書舎

4 辞典類

国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』(三省堂、2005年)

伝統的概念に関しては、旧版である、国際法学会編『国際法辞典』（鹿島出版会、1975年）も参考になる。

筒井若水編『国際法辞典』（有斐閣、1998年）

国際法分野では、基本的参考文献も表記されており、便利である。

5 判例・国家実行

5. 1 国際判例・国家実行

5. 1. 1 簡潔なもの

小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選 [第2版]』（有斐閣、2011年）

山本草二・古川照美・松井芳郎編『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）

松井芳郎編集代表『判例国際法 [第2版]』（東信堂、2006年）

（田畑茂二郎、太寿堂鼎編『ケースブック国際法 [新版]』（有信堂、1987年）を引き継いだものである）

杉原高嶺・酒井啓亘編『国際法基本判例 50 [第2版]』（三省堂、2014年）

大沼保昭編『資料で読み解く国際法 上・下』（東信堂、2002年）

宮崎繁樹編『基本判例双書 国際法』（同文館、1981年）

筒井若水『新・資料 国際法基礎講義』（有斐閣、1995年）

太寿堂鼎他編『セミナー国際法』（東信堂、1992年）

皆川洸編『国際法判例要録』（有斐閣、1962年）

なお、杉原・広部編集代表『解説条約集』（～2009年）にも、国際司法裁判所の判決・勧告的意見要旨集が掲載されており、松井芳郎編集代表『ベーシック条約集』東信堂には、より一層簡略な一覧表がある。

5. 1. 2 詳細なもの

皆川洸編『国際法判例集』（有信堂、1975年）

『国際司法裁判所 判決と意見 第一、二、三巻』（国際書院、1999、1996、2007年）

高野雄一編『国際判例研究 国際司法裁判所』（東京大学出版会、1965年）

波多野里望・東寿太郎編『国際判例研究 国家責任』（三省堂、1990

年)

波多野里望・筒井若水編『国際判例研究 領土・国境紛争』(東京大学出版会、1979年)

横田喜三郎『国際判例研究Ⅰ』『国際判例研究Ⅱ』『国際判例研究Ⅲ』(有斐閣、1933、1970、1981年)

石本泰雄「明治期における仲裁裁判」『大阪市立大学法学雑誌』7巻4号、8巻1号、4号、9巻1号、2号、3/4号、同『国際法の構造転換』(有信堂、1998年)に再録

5. 2 国内判例・日本の国家実行

日本の裁判所による国際法判例の調べ方は、基本的には他の法律分野と同様である。

法政大学図書館では、D1-law.com(第一法規法情報総合データベース)で、国内判例の検索が可能である(HP「オンライン・データベース」)。

また、毎年発行される、『ジュリスト臨時増刊 重要判例解説』の国際法欄を見ることも重要である。

特に国際法に関するものとして、以下のようなものがある。

小田滋・祖川武夫編『日本の裁判所による国際法判例』(三省堂、1991年)

その後継である、資料「日本の国際法判例」は、「日本の国際法判例」研究会によって「国際法外交雑誌」に掲載されている。以下のHPでも部分的に参照することができる。

<http://www.eonet.ne.jp/~ntanaka/>

国際人権法については、特に以下のものがある。

『国際人権』、近時毎号掲載の「日本における国際人権訴訟主要判例一覧」

部落解放・人権研究所『国際人権規約と国内判例 20のケーススタディ』(解放出版社、2004年)

5. 3 日本の国家実行

国際法事例研究会「日本の国際法事例研究」の成果として、以下のものがある。

- (1) 『国家承認』(日本国際問題研究所、1983年)
- (2) 『国交再開・政府承認』(慶應通信、1988年)

- (3) 『領土』(慶應通信、1990 年)
- (4) 『外交・領事関係』(慶應義塾大学出版会、1996 年)
- (5) 『条約法』(慶應義塾大学出版会、2001 年)

他に、実務家の手によるものとして、

小松一郎『実践国際法 [第2版]』(信山社、2015 年)

他に、英文であるが、

S. Oda/H. Owada (eds.), The Practice of Japan in International Law, 1961-1970, UTP, 1982.

Japanese Yearbook (50 号までは Annual) of International Law 所載のものとして、

前記書籍にもまとめられた、S. Oda/H. Owada(eds.), Annual Review of Japanese Practice in International Law の欄(1961-)、1990 年代以降の国家実行に関しては、

The Japanese Digest of International Law の欄がある。

5. 4 各分野

5. 4. 1 海洋法

『海洋法・海事法判例研究』第1-3号(日本海洋協会、1990-1992年)

『海洋法事例研究』第1、2号(日本海洋協会、1993、1994年)

栗林忠男・杉原高嶺編『海洋法の主要事例とその影響』(有信堂、2007年)

5. 4. 2 宇宙法

栗林忠男(編)『解説 宇宙法資料集』(慶応通信、1995年)

龍沢邦彦・中央学院大学地方自治研究センター編『原典宇宙法』(丸善プラネット、2006年) (http://www.jaxa.jp/library/space_law/)

5. 4. 3 国際経済法(特にGATT/WTO)

松下満雄・清水章雄・中川淳司『ケースブック WTO法』(有斐閣、2009年)

小室程夫『国際経済法』(信山社、2011年)

5. 4. 4 国際人権法

宮崎繁樹編集代表『国際人権規約先例集』第1、2集(東信堂、1989、1995年)

薬師寺公夫、村上正直、小畑郁、坂元茂樹『国際人権法(法科大学院

ケースブック)』(日本評論社、2006 年)

日弁連「国際人権ライブラリー」

(<http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library.html>)

5. 4. 5 国際環境法

石野耕也、岩間徹、磯崎博司、臼杵知史編『国際環境事件案内』(信山社出版、2001 年)

5. 4. 6 国際安全保障

横田洋三編『国連による平和と安全の維持』『国連による平和と安全の維持 第2巻』(国際書院、2000、2007 年)

5. 4. 7 EU(EC)法

中村民雄、須網隆夫(編)『EU法基本判例集[第2版]』(日本評論社、2010 年)

山根裕子『ケースブック EC 法－欧州連合の法知識』(東京大学出版会、1996 年)

6 HP

極めて多数の有益なHPが存在する。

法政大学図書館HP(特に、各データベース以外に、「学習支援」→「調べ方案内」)を十分に活用されたい。

<http://www.hosei.ac.jp/library/index.html>

それ以外に有益なものとして、以下のものだけ挙げる。

<http://www.jsil.jp/>(国際法学会)

様々な国際法関連のリンクが載せられている。

<http://www.kantei.go.jp/jp/joho/index.html>(首相官邸、政府機関一覧含む)

国際法プロパーについて、特に外務省、さらに、国際法に関連する国内法に関わる国家実行については、それぞれの担当権限官庁を参照されたい。

<http://kokkai.ndl.go.jp/>

国会の議事録が HP から検索することができ、日本政府の見解等の理解に重要な参考となる。

7 書誌（書籍・雑誌論文検索）

データベースとしては、以下のようなものが有益である。

CiNii（NII 論文情報ナビゲータ [サイニィ]）（<http://ci.nii.ac.jp/>）

国会図書館サーチ（<http://iss.ndl.go.jp/>）

『国際法外交雑誌』の各巻第2号に掲載される「主要文献目録」（2015 年度より、上記国際法学会HP内）

法律時報の毎月掲載の「文献月報」、毎年12月号掲載の学界展望

なお、法政大学図書館では、上記以外にも、図書館HP「オンライン・データベース」から、D1-law.com（第一法規法情報総合データベース中の法律判例文献情報）や日外アソシエートの MagazinePlus、CiNii（有料部分）という、電子媒体のデータベースで検索等が可能である。

国際法学会編『国際法外交雑誌総索引 自第1巻至第100巻』

→図書館（市ヶ谷） 政府刊行物棚

各分野

国際人権法に関しては、『国際人権』毎号の「国際人権法主要文献目録」

国際経済法に関しては、『国際商事法務』毎号の「最新文献情報」

國際法各論

はじめに

国際法各論は、国際法総論を前提として、主として国際公域と国際法秩序の実現と維持のための法制度等の各論分野を取り扱う。基本的には、国際法総論と同様のことが当てはまる。また、国際法総論に該当する記述部分も、前提的な知識を構成することが多いので、同様に通読することが強く望まれ、また、クロスレファレンスについては、こまめに参照することが重要である。

学習の仕方

教科書をしっかりと読むことが、まず何よりも基本である。熟読の際は、引用されている条文を条約集で逐一確かめることが必須である（国内法で、六法を参照しながら勉強するのと同じである）。引用されている判例は、判例集で、事案と判旨を確かめることが強く推奨される（本教科書では、多くの判例に関して、国際法判例百選の番号をリファーしており、便利であるので、十分活用して欲しい）。また、本教科書は、(1)各章毎に執筆者による point が置かれている上に、(2)重要な概念をゴチックで示しており、これらに注意しながら、読み進めて欲しい。前者については、下記で、これに沿った説明を示すこととする。

さらに、その際、教科書で理解できなかった法概念については、辞典類を引いたり、詳細な教科書類で調べることが必要となる。

なお、コンパクトな教科書を最初に素早く読了して、全体像を把握したり、まとめとして最後に用いたりすることも極めて有用である（教科書については、後記の参考文献参照）。

内容の重要点

まず、重要な点は、上述の通り、各章の point を十分に頭に入れて、各章を読むことである。以下では、各章の point に加えて、若干の留意点を示しておく。

第10章 海洋法

1 海洋法の概略を理解する上で重要なため、海洋法の歴史的展開と全体像を、まず、十分に読んで理解することが必要である。

その際のポイントは、まず、国家間の法益の対立、特に旗国法益（旗国主

義)と沿岸国法益の対立は、航行、資源配分(生物・非生物)、環境保護、科学的調査のそれぞれに関してどう調整されたかに注目することである。次に、国際社会全体に関わる法益も浮上しつつあるが、それらはどのように制度化されたかも、併せて理解して欲しい。以下の海域の具体的制度においても、このことを念頭に置きながら、読み進めると良い。

2 海域の具体的制度においては、(1)各海域の定義と範囲、(2)法的地位と管轄権の配分、(3)他国との境界画定はどのように行うかを、内水、領海、群島水域、大陸棚、排他的経済水域、接続水域といった沿岸水域について、それぞれ整理して理解する必要がある。その上で、国家管轄権の及ばない海域(国際公域)である、公海、深海底について、その法的地位、規制の特徴、事項毎の管轄権の配分方法、秩序の維持方法(旗国主義とその例外)等を整理して理解することが重要である。特に航行問題は、あらゆる海域で重要な問題となるため、海域横断的に整理して理解しておくことが重要である(無害通航権、通過通航権、群島航路帯通航権、公海(における航行)の自由、環境保護を理由とする制限)。海洋科学的調査も、現在、国際紛争の要因となっており、興味があれば、目を通す価値がある。

3 国連海洋法条約の採用した独特の紛争解決制度は、極めて重要なので、その構造を理解する必要がある。特に、国際裁判所への一方的付託(強制管轄権)を広範に認めているが、基本的にどのような仕組みの制度をとっているか、暫定措置とは何か(国際司法裁判所と比較せよ)、速やかな釈放制度とは何か、が重要である。日本も、この紛争解決制度を複数回利用しており、その具体的事案も必ず理解しておくこと。

第11章 国際化地域・空域・宇宙

1 国際化地域に関しては、(1)国際化地域にはどのようなものがあるか、(2)国連は国際化地域にどのように関わってきたか、(3)南極はどのような国際法上の地位を有するか、(4)法的地位が未決の領域はどう考えたらいいか、が重要である。特に南極に関しては、南極条約における領域主権の主張の処理方法と、南極条約が発展させてきた独自の体制とその成果(南極条約体制)を、理解することが重要である。

2 空域に関しては、(1)領空と防空識別圏はどのような法的性質を有するか、(2)「空の自由」とは国際法上、どのような意味を有するか、(3)国際民

間航空輸送をめぐる紛争にはどのようなものがあるか、(4)航空犯罪に対しては国際法上、どのような対応がなされてきたかが、重要である（第12章 諸国の利益を害する犯罪(12-16)と併せて理解すること）。

3 宇宙に関しては、(1)宇宙空間はどのような法的地位を有し、宇宙活動の基本原則としていかなるものがあるか、(2)宇宙活動に対する責任はどのような特徴を有するか（特に、国家への責任集中の原則、無過失責任原則）、(3)スペースシャトルや宇宙基地にはどのような法的課題があるか、(4)人工衛星やミサイルの打ち上げに関して、国際法上の規制として、どのようなものがあるかが、重要である。

第12章 個人の管轄

（以下の番号は、教科書とは異なる）1 現在、個人の法主体性の内容と範囲は、理論的ではあるが、対立の激しい問題となっている。国際法が、(1)個人の実体法上の権利または義務を規定し、(2)そのような権利または義務を実現する手続を規定しているかが、問題となる。特に後者に関しては、国際的な手続のみならず国内的な手続も含むか、含むとしたらどのような場合かという点をめぐって論争があり、興味があれば、他の文献も参照すると良い。

2 国籍に関しては、(1)国内管轄事項としての国籍の付与は国家にとってどのような意味をもち、個人の国籍の決定方式には、主要なものとしてどのようなものがあるか（出生に関しては、血統主義と生地主義が特に重要）を理解した上で、その際に生じる、(2)無国籍や重国籍の問題はどのように解決されるべきなのか、といった点を整理して理解しておくが良い。さらに、自然人以外にも、国籍やその他の概念（登録等）に基づいて国家との連結関係（紐帯）が生じる場合があり（法人、船舶、航空機、宇宙物体）、それらも、他の章も参照しながら併せて整理して理解しておくことが重要である。

3 外国人に関しては、(1)外国人の出入国にはどのような制限が課されるのか、(2)外国人の処遇の基準にはどのようなものがあるのか（国際標準主義・国内標準主義。これが外交的保護権行使（第8章参照）の際の実体法上の義務として重要な機能を果たす）が、重要である。また、関連して、外国人による投資（財産）の保護については、国家は国際法上どのような権利と義務を持つのかも、理解して欲しい（第15章3 国際投資に関する規律 参照）。

4 犯罪人引渡し・庇護に関しては、(1)犯罪人引渡しはなぜ必要となるかに加えて、犯罪人の引渡しについて国家は国際法上どのような権利と義務を負っているのかを、犯罪人引渡条約の存否に分けて整理し、加えて、犯罪人引渡しの際に国内法や条約中に共通して見られる重要な基本原則を理解することが重要である。そして、そのような原則のうち、特に、(2)政治犯罪人不引渡しの原則とはどのようなものかと、その法的性質に関して対立する見解の内容を、理解することが重要である。さらにこれとは異なる、(3)難民問題や移民問題に国際社会はどのように対応しているのかを理解することも、重要である。

5 国際犯罪に関しては、(1)国際法が犯罪の捜査や処罰を規律するのはどのような場合かが問題となり、国際法の対応として、それぞれ、(2)「諸国(家)の(共通)利益を害する犯罪」とはどのようなものか、(3)国際法によって直接に規律される「個人の国際犯罪」とはどのようなものかを、具体的な例と共に理解することが、特に重要である。

第13章 人権

本章に関しては、指定された教科書は理論的部分に集中して説明しているので、前提となる基本的な制度の理解を、他の教科書(簡潔なものとして、中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法[第3版]』)の該当部分で補充して、理解して欲しい。

特に重要なのは、国際人権社会権・自由権両規約に関して、(1)成立経緯、(2)主要内容、(3)履行確保措置、である。その他の重要な点としては、個別分野での普遍条約や、地域条約の存在が挙げられる。

第14、15章(国際環境法、国際経済法)は、現在では独立の科目としても扱われることのある部分であり、興味関心に応じて、適宜、目を通すことで足りよう。ただし、外国人財産の取り扱いに関しては、第12章の関連部分(外国人)と併せて勉強することが必要である(前述)。

第16章 紛争の平和的解決

1 国際紛争解決の体系的理解に関しては、(1)「国際紛争」とは何か、(2)国際社会では紛争はどのように解決され、それには国内社会での紛争解決と

比較してどのような違いがあるか（特に裁判における強制的管轄権の問題）、(3) 国際紛争の平和的解決と強制的解決はどのような関係にあるか、(4) 平和的解決手続はどのように分類され（→2、3）、解決手続と紛争の性質とはどのような関係にあるかに（特に「法律的紛争」と「政治的紛争」の区別）、それぞれ注意しながら理解することが重要である。

2 非裁判的手続に関しては、(1) どのような種類のものがあるかを、(2) それぞれの手続はどのような特徴と機能を有するかに着目しながら、整理して理解することが重要である。

3 裁判的手続に関しては、(1) どのような種類があり、それぞれどのような特徴をもつのかを、特に仲裁裁判と司法的解決の基本的な異同に着目して理解した上で、(2) 国際司法裁判所について、国際司法裁判所規程（漢字に注意！）を参照しながら学習することが要点である。そこでは、裁判所の構成についてまず確認した上で、裁判を行うためにはどのような条件が必要かを、理解する必要がある。さらに、裁判管轄権が、どのようにして設定されるかの諸方式を整理して、理解することが重要である（その中でも特に選択条項は重要である）。また、(3) 裁判所の判決はどのような意味をもつかを拘束力、先例拘束性、執行のそれぞれについて整理しておこう。さらに、(4) 判決と異なる勧告的意見とはどのような制度かを、併せて理解することが重要である。

4 国際組織による紛争解決に関しては、(1) 国際組織による紛争解決にはどのような特徴がみられるか、特に、(2) 国連の安全保障理事会、総会、事務総長は、それぞれどのような紛争解決権限を有するか、また、それぞれの違いはどのような点にあるかが、重要である。

第17章 武力行使の規制と国際安全保障

1 戦争・武力行使の禁止に関しては、(1) 武力不行使原則は、いつごろ、どのように成立したのかを理解した上で、(2) 武力不行使原則とは具体的にどのようなものか、すなわち、(i) この原則の例外には、（まずは明文上）どのようなものがあるかを理解し、さらに、(ii) どのような射程をもつか、すなわち、この原則の範囲はそもそもどこまでかという問題に関して、様々な議論の対立を理解することが重要である。

2 国際の平和および安全の維持・回復に関しては、集団安全保障とは何かをまず押さえた上で、(1) 国際連盟および国際連合における集団安全保障体

制はそれぞれどのようなものか、(2)近時、国連安保理による国際の平和および安全の維持・回復のための活動がどのように展開しているかを理解することが重要である。特に、(i)「平和に対する脅威」、「平和の破壊」、「侵略行為」の認定、(ii)それらに対する安全保障理事会の行動の種類(特に、決定の拘束力、決定の対象措置となる非軍事的措置と軍事的措置の内容)を、近時しばしば用いられる軍事的措置の勧告及び容認(特に湾岸戦争時の安保理決議 678 以来の発展)も併せて、理解しておくことが重要である。この点、安保理の構成と意思決定手続に関しても、本教科書第 7 章国際組織法の関連記述を参考に、整理しておくことが重要である。

3 国連平和維持活動(PKO)については、(1)国連平和維持活動とは何かを、伝統的 PKO の基本原則に加えて、(2)最近の機能変化について、それぞれの法的根拠も含めて理解することが重要である。また、日本の国際平和協力法についても、そのような歴史的展開の中でどのように位置付けられるかを、考えることが重要である。

4 自衛権に関しては、(1)個別的自衛権・集団的自衛権の行使はどのような場合に許されるかを、それぞれについての要件を整理して理解することが最も重要である。この点、国際司法裁判所は、ニカラグア事件判決において、(i)禁止される武力行使を、武力攻撃とそれに至らない武力行使とに区別し、(ii)自衛権の行使の対象となる武力攻撃を限定的に解し、(iii)必要性・均衡性の要件をも課し、また、(iv)集団的自衛権についても独自の要件を課した。これについては反対論もあり、それも併せて整理しておくことが重要である(一般論であるが、「自衛権」ではない「均衡性ある対抗措置」概念にも言及していることも注目される)。さらに、本教科書は、筆者の最新の研究を取り入れ、「治安措置型自衛権」と「防衛戦争型自衛権」を区別して整理しているが、これは、米国同時多発テロ事件以来極めて重要な論点となっている、国際テロや反乱団体の行為に対して何ができるかという問題とつながっており、十分に理解することが望まれる。また、(2)集団的自衛権は集団安全保障体制とどのような関係にあるかは近時日本でも議論となっている点であり、整理して理解することが重要である。

5 その他の例外の主張については、安全保障理事会による強制行動や自衛権以外に、明文はないものの、武力不行使原則の例外と主張される代表例として、在外自国民保護、人道的干渉が取り上げられている。これらについ

て、(1)それぞれどのようなものであるか、(2)なぜ法的に必要と主張されてきたか、(3)またそうした主張は認められるのかを、整理して理解すると良い。

第18章 武力紛争法と軍備管理・軍縮

1 武力紛争法と軍備管理・軍縮の意義を、まず押さえておくことが重要である。

2 交戦法規に関しては、(1)武力紛争法における軍事的考慮と人道的考慮の意義と、それらは特に交戦法規の各規則においてどのようにはかられているかを、全体を読む中で常に気をつけること、(2)交戦法規において、武力行使に訴えること自体への法的規制(*jus ad bellum*)と武力紛争法規(*jus in bello*)の関係はどのようなものかを理解すること(平等適用)、が重要である。(3)併せて、交戦法規のうち、武力紛争当事国の法益保護を超えて国際社会全体の法益を保護しようとするものも登場しつつあり、この点にも注意する必要がある。

各論としては、敵対行為の規制として、交戦者(戦闘員)資格と害敵手段(戦闘手段と戦闘方法)、戦争犠牲者の保護、武力紛争法規の履行確保、といった問題がある。なお、戦闘手段については、軍備管理・軍縮と同一の兵器を対象とすることも多く、記述箇所が離れているが、照らし合わせながら、それぞれの規制を整理しておくことが有意義である。

3 武力紛争における武力紛争非当事国の法的地位については、伝統的には中立国と呼ばれてきた武力紛争非当事国の地位を規制する法規範(それに対応して中立法と呼ばれてきたもの)を理解することから始めると良い。さらに現在では、集団的安全保障体制の下で武力行使に訴えること自体への法的規制(*jus ad bellum*)と武力紛争法規(*jus in bello*)の関係はどう変容するかを、具体的な問題との係わりで(国連との関係、武力紛争上の規制の必要)、理解しておくことが重要である。

4 軍備管理・軍縮については、(1)軍備管理・軍縮の意義、(2)個別条約の特徴、すなわち軍備のどの側面を規制しているか、を十分に理解した上で、それぞれの軍備管理・軍縮条約が、実体法上の義務と検証・査察に関して、どのような具体的な利害対立を調整して成立したかを理解することが重要である。

参考文献

以下では、国際法総論と同様、参考文献に関して述べることとする。

知識や理解をより深めるため、論文・書籍等を調べるには、以下の方法がある。

まずは、教科書の各項目の参考文献表を調べることである。本教科書は、各章末に代表的な参考文献を掲げている。さらに、若干古くなりつつあるものの、筒井若水編『国際法辞典』（有斐閣、1998 年）には、各項目毎に主要参考文献が記されており、有用である。また、論点を深く調べたり、本格的にレポート・論文を書こうとする場合には、後述の各種のデータベースで関連文献を検索することができる。

なお、国際法の調べ方一般に関しては、指定教科書 527-537 頁を参照されたい。

以下では、それに加えて、有意義な文献その他を記す。

1 教科書類

指定教科書（小寺彰・岩澤雄司・森田章夫編『講義国際法 [第2版]』（有斐閣、2010 年））以外に、以下のようなものがある。今日では、極めて多数に上るが、代表的なもののみ掲げる。

1. 1 本格的なもの

1. 1. 1 比較的新しいもの

酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濱本正太郎『国際法』（有斐閣、2011 年）

山本草二『国際法 [新版]』（有斐閣、1994 年、2006 年最終補訂）

浅田正彦編『国際法 [第2版]』（東信堂、2013 年）

柳原正治・森川幸一・兼原敦子編『プラクティス国際法講義 [第2版]』（信山社、2013 年）

杉原高嶺『国際法学講義 [第2版]』（有斐閣、2013 年）

杉原高嶺他『現代国際法講義 [第5版]』（有斐閣、2012 年）

寺沢一、山本草二、広部和也編『標準国際法 [新版]』（青林書院、1993 年）

波多野里望・小川芳彦編『現代国際法講義 [新版増補]』（有斐閣、1998 年）

藤田久一『国際法講義 I [第2版]』(東京大学出版会、2010年)、『国際法講義 II』(東京大学出版会、1994年)

栗林忠男『現代国際法』(慶應義塾大学出版会、1999年)

大沼保昭『国際法 [新訂版]』(東信堂、2008年)

1. 1. 2 古典的なもの

田畑茂二郎『国際法新講 上下』(東信堂、1990、1991年)

高野雄一『全訂新版 国際法概論 上下』(弘文堂、1985、1986年)

有斐閣法律学全集、田畑茂二郎『国際法 I [新版]』(1973年)、横田喜三郎『国際法 II [新版]』(1972年)、岡岡良一『国際法 III [新版]』(1973年)

1. 1. 3 外国教科書翻訳

マランチェク、長谷川正国訳『現代国際法入門』(成文堂、1999年)
『ブラウンリー国際法学 補正版』島田他訳、(成文堂、1992年)

1. 2 簡潔なもの

中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法 [第3版]』(有斐閣アルマ、2016年)

松井芳郎ほか『国際法 [第5版]』(有斐閣Sシリーズ、2007年)

島田征夫『国際法 [全訂補正版]』(弘文堂、2011年)

島田征夫編著『国際法学入門』(成文堂、2011年)

杉原高嶺『基本国際法 [第2版]』(有斐閣、2014年)

森川俊孝・佐藤文夫編著『新国際法講義』(北樹出版、2011年)

渡部茂己・喜多義人編『国際法 [第2版]』(弘文堂、2014年)

水上千之・臼杵知史・吉井淳編『国際法』(不磨書房、2002年)

香西茂・太寿堂鼎・高林秀雄・山手治之『国際法概説 第4版』(有斐閣、2001年)

1. 3 入門的なもの

植木俊哉編『ブリッジブック国際法 [第3版]』(信山社、2016年)

横田洋三編『国際法入門 [第2版]』(有斐閣、2005年)

松田幹夫編『みぢかな国際法入門』(不磨書房、2004年)

松井芳郎『国際法から世界を見る [第3版]』(東信堂、2011年)

2 論点整理・演習書

柳原正治・森川幸一・兼原敦子編『《演習》プラクティス国際法』(信山社、2013 年)

奥脇直也・小寺彰編『国際法キーワード [第 2 版]』(有斐閣、2006 年)

小寺彰『パラダイム国際法』(有斐閣、2004 年)

田畑茂二郎、石本泰雄編『ハンドブック国際法 第 3 版』(有信堂、1996 年)

別冊法学教室 寺沢一・内田久司編『国際法の基本問題』(有斐閣、1986 年)

植木俊哉『基本論点国際法 [改訂版]』(法学書院、1998 年)

西井正弘編『図説国際法』(有斐閣、1998 年)

松田幹夫編『国際関係法「公法系」(演習ノート)』(法学書院、2012 年)

坂元茂樹『ゼミナール国際法』(法学書院、1997 年)

深津栄一[ほか]『基本マスター国際公法』(法学書院、1980 年)

皆川洸・山本草二編『演習国際法』(青林書院新社、1977 年)

香西茂編著『プラクティス国際法』(東信堂、1998 年)

島田征夫・高井晋・佐伯富樹・古賀衛『事例で学ぶ国際法』(敬文堂、2002 年)

月刊法学教室連載

3 条約集

3. 1 一般分野

3. 1. 1 毎年発行のもの

『国際条約集』有斐閣

『ベーシック条約集』東信堂

これらには、条約の当事国の最新の一覧が載せられており、便利である。

外務省国際法局編『条約集』

暦年別に当該年に日本について発効した条約を日本語と外国語で収録されており、二国間条約と多数国間条約に分冊されているが、発行が遅れることがある。なお、主要条約については、『主要条約集(平成 18 年版) 上巻・下巻』が便利である。

3. 1. 2 ハンディタイプ

『ハンディ条約集』東信堂

『コンサイス条約集』三省堂

『コンパクト 学習条約集』信山社

『学習国際条約・判例集』成文堂

3. 2 特殊分野の条約集（版を重ねたものは最新版掲げる）

香西茂・安藤仁介編『国際機構条約・資料集〔第2版〕』（東信堂、2002年）

小寺彰・中川淳司編『基本経済条約集〔第2版〕』（有斐閣、2014年）

小原喜雄・小室程夫・山手治之『国際経済条約・法令集〔第2版〕』（東信堂、2002年）

田畑茂二郎・竹本正幸・松井芳郎・薬師寺公夫編『国際人権条約・宣言集（第3版）』（東信堂、2005年）

国際女性法研究会編『国際女性条約・資料集』（東信堂、1993年）

松井芳郎ほか編『国際環境条約・資料集』（東信堂、2014年）

広部和也、臼杵知史編修代表『解説・国際環境条約集』（三省堂、2003年）

地球環境法研究会編集『地球環境条約集—第4版—』（中央法規、2003年）

藤田久一・浅田正彦編『軍縮条約・資料集〔第3版〕』（有信堂、2009年）

外務省経済局海洋課監修『国連海洋法条約—正訳』（成山堂、1997年）

国際教育法研究会編『教育条約集』（三省堂、1987年）

足立純夫『武力紛争関係条約集 増補版』（啓正社、1980年）

3. 3 本格的な条約の検索方法

国会図書館がまとめているものが参考となる

(<http://rnavi.ndl.go.jp/politics/cat355/>)。

また、京都大学大学院法学研究科附属国際法政文献資料センター「よく引用される国際条約」(<http://ilpdc.law.kyoto-u.ac.jp/treaties.htm>)も便利である。

なお、日本が締結した、今日も有効な条約は、国内法として取り扱われるので、各種の国内法のデータベースを参照することも、便利である。

それ以外に便利なものとして、

外務省：「条約データ検索」：

<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php>

国会に提出した近年の条約：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.html>

歴史的な条約集として、

大畑篤四郎編、H. クラインシュミット・吉田脩編 『近代国際関係条約資料集 第1-5編』 龍溪書舎

4 辞典類

国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』（三省堂、2005年）

伝統的概念に関しては、旧版である、国際法学会編『国際法辞典』（鹿島出版会、1975年）も参考になる。

筒井若水編『国際法辞典』（有斐閣、1998年）

国際法分野では、基本的参考文献も表記されており、便利である。

5 判例・国家実行

5. 1 国際判例・国家実行

5. 1. 1 簡潔なもの

小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選 [第2版]』（有斐閣、2011年）

山本草二・古川照美・松井芳郎編『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）

松井芳郎編集代表『判例国際法 第2版』（東信堂、2006年）

（田畑茂二郎、太寿堂鼎編『ケースブック国際法 [新版]』（有信堂、1987年）を引き継いだものである）

杉原高嶺・酒井啓亘編『国際法基本判例 50 [第2版]』（三省堂、2014年）

大沼保昭編『資料で読み解く国際法 上・下』（東信堂、2002年）

宮崎繁樹編『基本判例双書 国際法』（同文館、1981年）

筒井若水『新・資料 国際法基礎講義』（有斐閣、1995年）

太寿堂鼎他編『セミナー国際法』（東信堂、1992年）

皆川洸編『国際法判例要録』（有斐閣、1962年）

なお、杉原・広部編集代表『解説条約集』（～2009 年）にも、国際司法裁判所の判決・勧告的意見要旨集が掲載されており、松井芳郎編集代表『ベーシック条約集』東信堂には、より一層簡略な一覧表がある。

5. 1. 2 詳細なもの

皆川洗編『国際法判例集』（有信堂、1975 年）

『国際司法裁判所 判決と意見 第一、二、三巻』（国際書院、1999、1996、2007 年）

高野雄一編『国際判例研究 国際司法裁判所』（東京大学出版会、1965 年）

波多野里望・東寿太郎編『国際判例研究 国家責任』（三省堂、1990 年）

波多野里望・筒井若水編『国際判例研究 領土・国境紛争』（東京大学出版会、1979 年）

横田喜三郎『国際判例研究Ⅰ』『国際判例研究Ⅱ』『国際判例研究Ⅲ』（有斐閣、1933、1970、1981 年）

石本泰雄「明治期における仲裁裁判」『大阪市立大学法学雑誌』7 巻 4 号、8 巻 1 号、4 号、9 巻 1 号、2 号、3/4 号、同『国際法の構造転換』（有信堂、1998 年）に再録

5. 2 国内判例・日本の国家実行

日本の裁判所による国際法判例の調べ方は、基本的には他の法律分野と同様である。

法政大学図書館では、D1-law.com（第一法規法情報総合データベース）で、国内判例の検索が可能である（HP「オンライン・データベース」）。

また、毎年発行される、『ジュリスト臨時増刊 重要判例解説』の国際法欄を見ることも重要である。

特に国際法に関するものとして、以下のようなものがある。

小田滋・祖川武夫編『日本の裁判所による国際法判例』（三省堂、1991 年）

その後継である、資料「日本の国際法判例」は、「日本の国際法判例」研究会によって「国際法外交雑誌」に掲載されている。以下の HP でも部分的に参照することができる。

<http://www.eonet.ne.jp/~ntanaka/>

国際人権法については、特に以下のものがある。

『国際人権』、近時毎号掲載の「日本における国際人権訴訟主要判例一覧」

部落解放・人権研究所『国際人権規約と国内判例 20 のケーススタディ』
(解放出版社、2004 年)

5. 3 日本の国家実行

国際法事例研究会「日本の国際法事例研究」の成果として、以下のものがある。

- (1) 『国家承認』(日本国際問題研究所、1983 年)
- (2) 『国交再開・政府承認』(慶應通信、1988 年)
- (3) 『領土』(慶應通信、1990 年)
- (4) 『外交・領事関係』(慶應義塾大学出版会、1996 年)
- (5) 『条約法』(慶應義塾大学出版会、2001 年)

他に、実務家の手によるものとして、

小松一郎『実践国際法 [第2版]』(信山社、2015 年)

他に、英文であるが、

S. Oda/H. Owada (eds.), The Practice of Japan in International Law, 1961-1970, UTP, 1982.

Japanese Yearbook (50 号までは Annual) of International Law 所載のものとして、

前記書籍にもまとめられた、S. Oda/H. Owada(eds.), Annual Review of Japanese Practice in International Law の欄(1961-)、1990 年代以降の国家実行に関しては、

The Japanese Digest of International Law の欄がある。

5. 4 各分野

5. 4. 1 海洋法

『海洋法・海事法判例研究』第 1-3 号(日本海洋協会、1990-1992 年)

『海洋法事例研究』第 1、2 号(日本海洋協会、1993、1994 年)

栗林忠男・杉原高嶺編『海洋法の主要事例とその影響』(有信堂、2007 年)

5. 4. 2 宇宙法

栗林忠男(編)『解説 宇宙法資料集』(慶應通信、1995 年)

龍沢邦彦・中央学院大学地方自治研究センター編『原典宇宙法』（丸善プラネット、2006年）（http://www.jaxa.jp/library/space_law/）

5. 4. 3 国際経済法（特にGATT/WTO）

松下満雄・清水章雄・中川淳司『ケースブック WTO法』（有斐閣、2009年）

小室程夫『国際経済法』（信山社、2011年）

5. 4. 4 国際人権法

宮崎繁樹編集代表『国際人権規約先例集』第1、2集、（東信堂、1989、1995年）

薬師寺公夫、村上正直、小畑郁、坂元茂樹『国際人権法（法科大学院ケースブック）』（日本評論社、2006年）

日弁連「国際人権ライブラリー」

（<http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library.html>）

5. 4. 5 国際環境法

石野耕也、岩間徹、磯崎博司、臼杵知史編『国際環境事件案内』（信山社出版、2001年）

5. 4. 6 国際安全保障

横田洋三編『国連による平和と安全の維持』『国連による平和と安全の維持 第2巻』（国際書院、2000、2007年）

5. 4. 7 EU（EC）法

中村民雄、須網隆夫（編）『EU法基本判例集〔第2版〕』（日本評論社、2010年）

山根裕子『ケースブック EC法－欧州連合の法知識』（東京大学出版会、1996年）

6 HP

極めて多数の有益なHPが存在する。

法政大学図書館HP（特に、各データベース以外に、「学習支援」→「調べ方案内」）を十分に活用されたい。

<http://www.hosei.ac.jp/library/index.html>

それ以外に有益なものとして、以下のものだけ挙げる。

<http://www.jsil.jp/>（国際法学会）

様々な国際法関連のリンクが載せられている。

<http://www.kantei.go.jp/jp/joho/index.html>（首相官邸、政府機関一覧含む）

国際法プロパーについて、特に外務省、さらに、国際法に関連する国内法に関わる国家実行については、それぞれの担当権限官庁を参照されたい。

<http://kokkai.ndl.go.jp/>

国会の議事録が HP から検索することができ、日本政府の見解等の理解に重要な参考となる。

7 書誌（書籍・雑誌論文検索）

データベースとしては、以下のようなものが有益である。

CiNii（NII 論文情報ナビゲータ [サイニイ]）

（<http://ci.nii.ac.jp/>）

国会図書館サーチ（<http://iss.ndl.go.jp/>）

『国際法外交雑誌』の各巻第2号に掲載される「主要文献目録」（2015 年度より、上記国際法学会HP内）

法律時報の毎月掲載の「文献月報」、毎年12月号掲載の学界展望

なお、法政大学図書館では、上記以外にも、図書館HP「オンライン・データベース」から、D1-law.com（第一法規法情報総合データベース中の法律判例文献情報）や日外アソシエートの MagazinePlus、CiNii（有料部分）という、電子媒体のデータベースで検索等が可能である。

国際法学会編『国際法外交雑誌総索引 自第1巻至第100巻』

→図書館（市ヶ谷） 政府刊行物棚

各分野

国際人権法に関しては、『国際人権』毎号の「国際人権法主要文献目録」

国際経済法に関しては、『国際商事法務』毎号の「最新文献情報」

スタディガイド国際法総論・各論

S0468-3-4



スタディガイド（学習指導書）

＜国際法総論・国際法各論＞『講義国際法〔第2版〕』

2013年3月1日 第1版第1刷発行

2022年3月1日 第1版補訂第2刷発行

発行所 法政大学通信教育部

102-8445 東京都千代田区富士見 2-17-1

電話 03 (3264) 6557

印刷所 株式会社 エイチ・ユー

102-0073 東京都千代田区九段北 4-3-16

電話 03 (3264) 9569